

滝川市健康管理システム導入等業務 仕様書

令和8年1月

滝川市 健康こども未来部 健康づくり課

1 業務名

滝川市健康管理システム導入等業務

2 総則

本仕様書は、本市が発注する「滝川市健康管理システム導入等業務」について、受託者の行う業務の範囲、それぞれの責務、その他業務の実施に必要な条件を定め、本事業の円滑な実施を実現するために定めるものである。

3 履行場所

- (1) 北海道滝川市
- (2) 健康こども未来部 健康づくり課
- (3) 受託者事業所（個人情報を扱う場合は、セキュリティが確保されている区画に限る）
また、導入に関しての打合せについてはWEB会議又は現地打合せとする。

4 現在の状況

(1) システム

- ・ソフトウェア名称：WebRings 健康管理システム
- ・サポート業者：株式会社アイネス 北海道支社

(2) システム稼働環境

①クライアント関連（S B C環境）

- ・サーバ台数：3台
- ・OS：WindowsServer 2016
- ・CPU:12コア
- ・ストレージ：400GB
- ・光学ドライブ：仮想ドライブ

(3) システム使用課

- ・3課（健康づくり課、子育て応援課、介護福祉課）

(4) 端末・周辺機器

① クライアントパソコン

- ・ノートパソコン 35台（健康づくり課 28台、子育て応援課 1台、介護福祉課 6台）

② プリンタ

- ・カラープリンタ（RICOH SP C750）1台
- ・モノクロプリンタ（FUJIFILM Apeos C4570）1台

5 本事業の対象範囲

(1) システム構築関連業務

① 標準準拠システムの導入

- ・基本システム

- ・成人保健システム
- ・母子保健システム（養育医療除く）
- ・母子保健システム（養育医療）
- ・予防接種システム（健康被害救済制度除く）

関連システムの導入

- ・特定健診等管理システム
- ・特定保健指導システム

- ② ガバメントクラウド運用管理補助業務（環境構築）
- ③ ガバメントクラウドへの保守回線構築（事業者↔CSP）
- ④ 現行システムからのデータ移行
※既存システムからのデータ移出作業費用は本業務に含まないものとする。
- ⑤ 基幹システムからの連携データ取込構築（連携要件標準仕様書に準ずる）
- ⑥ 機器の導入及びクライアント設定（LAN 敷設作業は本市が実施するため除く）
- ⑦ 各種ドキュメントの提供

(2) システム運用関連業務

- ① システム及び機器保守
- ② ガバメントクラウド運用管理補助業務（運用、保守、改善業務）
- ③ ガバメントクラウドへの保守回線（事業者↔CSP）

(3) 対象外業務（以下は当市で準備する）

- ① ガバメントクラウドへの接続回線構築（当市↔CSP）

6 システムの提案及び更新の基本方針

(1) システム全般

- ① 以下仕様および本市の指定する仕様に準拠したシステムであること。なお、以下仕様について改版が行われた場合は、隨時改版後の仕様に準拠すること。
 - ・地方公共団体情報システム標準化基本方針
 - ・地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第3.1版】
 ※ただし、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの連携等に関する項目については、この限りではない。
 - ・健康管理システム標準仕様書【第3.1版】
 標準システム、関連システムの詳細仕様については別紙「システム機能要件確認書」及び「関連システム機能要件確認書」を参照すること。管理データについては別紙「管理データ一覧」を参照すること。
- ② ガバメントクラウド環境
事業者が準備する【共同利用方式】の【AWS・OCI・その他ベンダークラウド等】のガバメントクラウド環境に構築すること。ガバメントクラウド構成案を提示すること。

なお、今回導入する健康管理システムを既設ネットワーク上で稼働するための必要な設定については、決定業者にて行うものとする。本市から決定業者の共同利用環境への接続に必要な情報は、本市情報管理担当と協議のうえ、決定する。

③ 既存データ移行

既存システムで管理している検診及び健診データ、接種データ、指導相談データなどを移行対象とするが、職員負担を考慮し安全かつ効率的なデータ移行方法を提案すること。また、現行システム外で管理している予防接種情報（帯状疱疹、新型コロナ、RSウイルスを予定）の取り込みを行うこと。現行システムからのデータ提供は、現行システム業者の指定仕様にて提供する。仕様に関する問い合わせは、原則として当市を通じて行うこととするが、内容に応じ、当市の指示のもと、現行システム業者と直接やり取りをすることとする。

④ 標準準拠システムへの移行タイミング

令和9年3月に移行するものとする。

7 システム間連携

(1) 各種資格情報連携

システム機能要件確認書に記載の機能を搭載するための資格情報のシステム連携が行えること。ただし、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの連携等に関する項目については、この限りではない。

8 外部データ連携

(1) 国保連合会システム

国保連合会システムから抽出するデータを取り込める。また、移出が出来ること。

取り込みを行うデータは以下とする。

- ・特定健診受診券データ
- ・特定健診結果データ
- ・後期高齢者受診券データ
- ・後期高齢者健診結果データ
- ・特定保健指導利用券データ
- ・特定保健指導結果データ

また、以下のデータについては、自治体間連携・医療機関との連携を考慮して、以下のデータ移出入ができる。

- ・特定健診の電子的なデータ標準様式

(2) 医療機関からの結果データ

以下提供元からのデータを取り込める。

- ・委託先：公益財団法人 北海道対がん協会
　　公益財団法人 北海道結核予防会 札幌複十字総合健診センター
- JA 北海道厚生連 旭川厚生病院
- JA 北海道厚生連 札幌厚生病院
- 滝川市立病院
- ・基本健診
- ・各種がん検診

9 標準オプション機能

健康管理システム標準仕様書【第3.1版】の必須機能を全て備えていること。ただし、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの連携等に関する項目については、この限りではない。

標準オプション機能は、全て備えていること。なお、今回設定する標準オプション機能は、原則、別紙「システム機能要件確認書」で「標準オプション機能のうち、搭載を希望する機能」に「対象機能」と記載があるものを最低限搭載する対象とするが、その他導入時より実装する機能については、市と協議のうえ、決定する。

10 関連システムの機能要件

今回導入する関連システムの機能要件は、別紙「関連システム機能要件確認書」に提示する。

11 環境要件

ハードウェアは、市が現在使用している機器に導入するものとし、セットアップ費用を含むものとする。性能は下記要件のとおり。

(1) ハードウェア要件

① クライアント関連（SBC環境）

- ・サーバ台数： 3台
- ・OS：WindowsServer 2022
- ・CPU:12コア
- ・ストレージ：400GB
- ・光学ドライブ：仮想ドライブ

(2) ネットワーク要件

① 庁内ネットワーク

- ・本業務システム端末の接続先は既設の基幹系ネットワークとする。
- ・接続先については本市より指示する。

12 システム稼動までの体制とスケジュール

(1) 導入体制

- ① システム導入全般を十分に管理可能な者が本システムの導入の責任者となり、システム導入を円滑に行うことができる体制を整備すること。
- ② 管理、運営体制について、本市に書面で提出し承認を得ること。その体制を変更する場合には、事前に本市と協議し承認を得ること。
- ③ 進捗管理を行うために、事前に本市にシステム更新スケジュールを提出し、それに沿った打合せ、導入作業を行うこと。また、打合せ終了後は議事録を提出すること。
- ④ 迅速且つ適切な回答を行えるようWEB会議での実施を前提とすること。

(2) システムの稼動

① システム稼動日

令和9年3月

② システム稼動の立会い

システムの本稼働立ち合いは受託業者内リモート環境よりシステムの状態チェックや操作等の問合せに対応すること。

1.3 ユーザー向け操作研修

操作研修はWebもしくは動画での実施とし、導入当初及び稼働後1か月を目途にフォロー研修を実施するものとする。なお、本市において研修に必要な場所の確保を行う。その他必要な機材、資料については決定業者にて準備するものとし、その経費についても見積に含めること。

1.4 運用支援及び保守サポート

- ① 保守サポート時間は、平日9：00～17：00までとする。
- ② 健康管理システム専属のサポートデスクを設置すること。
- ③ 機器の交換やシステムの再インストール作業等は、システムの稼動に影響がないように対応すること。
- ④ システムのバージョンアップの提供については保守の範囲で対応すること。なお、大規模なシステム改修をするものについてはこの限りではない。
- ⑤ 国の指定による改正対応を含むこと（判定基準の変更、管理項目の追加・変更など）。新規制度対応等の補助金対象となる大幅改正の場合は別途契約を行う。
- ⑥ 保守に関する窓口は1本化し、問い合わせに対する進捗状況を定期的に報告すること。
- ⑦ 保守作業後は、その内容について文書で報告すること。
- ⑧ 保守作業等によりシステムに変更が生じた場合は、変更した設定情報を適切に管理すること。

1.5 納品物

【要件定義工程】

- ・マスタスケジュール
- ・打合せ議事録
- ・検討事項一覧
- ・データ移行仕様書
- ・基本データリストパラメータ資料
- ・連携要件仕様書（基幹連携）
- ・機器設定確認書

【製造工程】

- ・帳票資産
- ・アドオン資産（関連システム業務）
- ・結合テスト仕様書および結果報告書
- ・データ移行検証報告書

- ・連携要件検証報告書
- ・共通機能連携結果報告書
- ・顧客テスト指摘点対応結果報告書
- ・オンラインマニュアル
- ・本番移行結果報告（基幹連携検証報告書、稼働判定（出荷判定）テスト報告書）

1.6 その他重要事項

- (1) 提案に虚偽の内容がある場合は契約を行わない。また、契約後に虚偽の事実を確認した場合は契約を解除する。着手等により発生した費用の支払いはしない。
- (2) 本提案に係る諸費用は、提案者の負担とする。

以上